



に基づく返還金を決定した本件処分について、保護費に過支給が生じた原因は処分庁が収入認定の事務処理を怠ったことにあるとして、本件処分の取消しを求める審査請求をした事案である。

### 3 前提事実

#### (1) 当事者

##### ア 審査請求人

埼玉県〇〇市に居住地を有する者であつて、処分庁から法に基づく保護を受けている被保護者（現に保護を受けている者。法第6条第1項）である。

##### イ 処分庁

〇〇市長は、法第19条第1項による保護の実施機関であり、処分庁は、同条第4項に基づき、同市長から委任を受けて、同市（審査請求人の居住地）における生活保護の決定及び実施に関する事務を行う福祉事務所の長である。

#### (2) 関係法令等

##### ア 保護の実施機関による保護の決定及び実施

市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者。法第6条第2項）に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（法第19条第1項）。

処分庁は、上記(1)イのとおり、市長から委任を受けて、法の定めるところにより、保護の決定及び実施に関する事務を行っている。

なお、市が法第19条第1項、第63条（後記ケ）等の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とされている（地方自治法第2条第9項第1号、第10項、別表第一の「生活保護法」の項）。

##### イ 保護の補足性の原理

(ア) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あ

らゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

(イ) 法第4条第1項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（法第4条第3項）。

#### ウ 保護の基準及び程度の原則

(ア) 保護は、厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う（法第8条第1項）。

(イ) 上記基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない（同条第2項）。

(ウ) 保護基準は、最低生活に必要な費用（最低限度の生活の需要。最低生活費）を各種の扶助ごとに金額で示しており、保護の実施機関は、保護基準に従って要保護者の属する世帯を単位として、最低生活費を算定し、最低生活費の額とその世帯の収入の額とを比較した結果、当該世帯の最低生活費から当該世帯の収入と認定された額を控除した額を保護費として支給することとしている。

エ 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする（法第10条）。

#### オ 届出の義務

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（法第61条）。

#### カ 収入認定についての処理基準

(ア) 収入認定についての処理基準（厚生労働大臣がその所管する法に係る都道府県及び市町村の法定受託事務（上記ア参照）の処理について、

都道府県及び市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準。地方自治法第245条の9第1項及び第3項。以下同じ。)として、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「次官通知」という。)の第8(収入の認定)－2(収入額の認定の原則)によれば、収入の認定は月額によることとされ、また、処理基準として、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「課長通知」という。)の間第8の55(収入申告の時期等)によれば、収入に関する申告は原則として毎月行わせることとされている。

(イ) 収入について、次官通知の第8(収入の認定)－3(認定指針)の(1)(就労に伴う収入)のア(勤労(被用)収入)によれば次のように認定すべきものとされている。

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

(ウ) 次官通知の第8(収入の認定)－3(認定指針)の(4)(勤労に伴う必要経費)として別表「基礎控除額表」があり、勤労収入を得ている者については、必要経費として次の額を認定することとされている。

収入金額	基礎控除額
19,000円～22,999円	15,600円
(略)	(略)
39,000円～42,999円	17,600円
(略)	(略)
71,000円～74,999円	20,800円
(略)	(略)

(エ) 処理基準として、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）の第8（収入の認定）-1（収入の取扱い）の(1)（勤労（被用）収入）のア（常用収入）によれば、(ア)官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴することとするが、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差し支えないとされている。

キ 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

法を所管する厚生労働省が示した解釈基準として、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（この事務連絡を掲載した公刊物として『生活保護手帳別冊問答集』がある。以下「課長事務連絡」という。）の間13-2（扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例）があり、収入の増減が事後になって明らかとなり、既に支給した保護費の一部を返還させるべきときは、収入増加の事実があった月が当該事実の確認月からその前々月の間であれば、保護決定を遡及変更した上で、戻入処理を行うことになるが、それ以前に発生した事実となると法第63条に基づき返還を求めるとされている。

ク 職権による保護の開始及び変更

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第25条第2項）。

ケ 費用返還義務

(ア) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

(イ) 保護費の返還についての判断に当たり考慮すべき要素として、課長事

務連絡の間13-5（法第63条に基づく返還額の決定）があり、法第63条に基づく返還額の決定について、次のとおり解すべきものとされている。

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲内のもの（盗難等不可抗力により消失した額、家屋修繕、生業等の一時的な経費であって、保護変更の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断できる範囲のものに充てられた額、自立更生のためにやむを得ない用途にあてられた額、今後の生活設計等から判断して自立更生のために真に必要なと認められる額等）を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。

#### コ 審査請求の審査庁

法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする（法第64条）。

#### (3) 前提事実

ア 審査請求人は、●・●●●●（以下「審査請求人の●」という。）との2人世帯であり、審査請求人の●が世帯主となっている。

イ 審査請求人及び審査請求人の●（以下「審査請求人ら」という。）は、最低生活の維持が困難であるとして、平成●●年●月●日から生活保護を受けているが、保護の開始当初から、審査請求人は、派遣登録型の仕事に従事していた。しかし、収入は安定しておらず、無収入の月もあった。

ウ 審査請求人は、平成●●年●月●日から平成●●年●月●日まで

で [REDACTED] において就労し、常用収入を得たことから、審査請求人らは、当時の担当ケースワーカー（以下「当時の担当」という。）に収入申告書及び給与明細書の写しを提出した。

エ しかし、当時の担当は、審査請求人らから上記ウの書面の提出を受けていたにもかかわらず、当該収入の認定をして保護費の支給額にこれを反映するための事務処理を怠り、保護の変更処分を行わなかったため、保護費の過支給が発生した。

オ 当時の担当は、平成28年4月、人事異動となったが、その後、後任となる現在の担当ケースワーカー（以下「現在の担当」という。）は、同年7月中旬から下旬にかけて、前任者である当時の担当が収入認定の事務処理を怠っていた事実を把握するに至った。

カ 処分庁は、審査請求人らが当時の担当に提出した収入申告書及び給与明細書の写しを確認し、過支給となった保護費の算出を行い、同年7月29日、審査請求人らの自宅を訪問して事情を説明するとともに、事務処理を怠ったことによる返還金の発生について謝罪した。

キ 法第63条に基づく返還金決定（本件処分）

（ア）処分庁は、同年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、過支給となった保護費について法第63条により、返還を求めることを決定した。返還決定額の内訳は次のとおりであった。

※H27. 10月受領分

収入額	[REDACTED]	円
実費控除額	[REDACTED]	円
	（交通費 [REDACTED] 円、税 [REDACTED] 円、保険料 [REDACTED] 円）	
基礎控除	[REDACTED]	円
認定額	[REDACTED]	円

※H27. 11月受領分

収入額	[REDACTED]	円
実費控除額	[REDACTED]	円

(交通費 [redacted] 円、税 [redacted] 円、保険料 [redacted] 円)

基礎控除 [redacted] 円

認定額 [redacted] 円

※H27. 12月受領分

収入額 [redacted] 円

実費控除額 [redacted] 円

(交通費 [redacted] 円、税 [redacted] 円、保険料 [redacted] 円)

基礎控除 [redacted] 円

認定額 [redacted] 円

※H28. 1月受領分

収入額 [redacted] 円

実費控除額 [redacted] 円

(交通費 [redacted] 円、税 [redacted] 円、保険料 [redacted] 円)

基礎控除 [redacted] 円

認定額 [redacted] 円

合計 [redacted] 円

なお、本件処分の決定にあたり、処分当時の審査請求人らの資産や収入の状況、今後の生活の見通しなどについて調査した事実はなく、また、返還額の決定に当たり、要返還額の全額を返還させることで審査請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがないか検討した事実はなかった。

(イ) 処分庁は、[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで、生活保護法第63条返還金決定通知書（以下「本件処分通知」という。）を審査請求人の[redacted]（世帯主）宛てに送付した。

本件処分通知には、次のとおり記載されていた。

「下記のとおり生活保護法第63条の規定に基づき返還額を決定しま

したので通知します。

については、別添納入通知書により納期限までに納入してください。

#### 記

1 決定年月日 平成●●年●●月●●日

2 返還の理由 ●●さんの常用収入の認定による過支給  
※H27.10～H28.1受領分

3 返還決定額 ●●●●●●円」

ク 処分庁は、同年9月14日、審査請求人らの自宅を訪問し、改めて事情説明を行い、謝罪した。その際、処分庁から、返還に当たって、審査請求人らの生活に支障が出ないよう一括納付ではなく、分割納付も可能であることを説明した。

ケ 本件審査請求の提起

審査請求人は、同年9月26日、埼玉県知事（前記(2)コ参照）に対し、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

#### 4 争点

審査請求人らが収入申告をしていたにもかかわらず、処分庁が収入認定の事務処理を怠ったことにより生じた保護費の過支給額について、本件処分により返還を求めることが違法又は不当か。

#### 第2 審理関係人の主張の要旨

本件の争点は、前記第1の4のとおりと解されるところ、当事者の主張は次のとおりである。

##### 1 争点について

###### (1) 審査請求人の主張

ア 審査請求人らは、平成27年10月から平成28年1月にかけて働いて得た収入について、毎月、処分庁に申告を行っていた。

イ ところが、平成28年7月に入って、処分庁から突然、保護費に過支給があるので返還するよう求められた。

ウ 処分庁からは、現在の担当が自宅を訪れ、審査請求人らが収入申告をしていた当時の担当が、収入認定の事務処理を怠っていたため、結果として保護費に過支給が生じたとの事情説明があり、併せてこのことについて謝罪があった。

エ 当時の担当からは謝罪の言葉もなく、平成29年3月に直接会う機会があったが、その際、収入認定の事務処理を怠ったことについて反省している様子が窺えず、誠意が全く感じられなかった。

オ 本件処分により過支給となった保護費の返還を求められたが、その原因は、処分庁が収入認定の事務処理を怠ったことによるものである。また、半年以上も放置されていて今更返還を求められても納得がいかない。

カ 以上のとおり、本件処分は取り消されるべきである。

## (2) 処分庁の主張

ア 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

イ 収入の認定について、次官通知の第8（収入の認定）-2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は月額によることとされ、また、課長通知の間第8の55（収入申告の時期等）によれば、収入に関する申告は原則として毎月行わせることとされている。

ウ そして、月々の保護費支給額決定後に当該決定を変更すべき事由が明らかになり、本来支給を要しない保護費を支給していたことが確認された場合には、保護費の返還を求めることになる。

エ 保護費の返還については、課長事務連絡の間13-2（扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例）によれば、変更すべき事実があった月が当該事実の確認月からその前々月の間であれば、保護決定を遡及変更した上で、戻入処理を行うことになるが、それ以前に発生した事実については法第63条に基づき返還を求めることとされている。

オ 本件処分においては、審査請求人が平成27年10月13日から平成28年1月27日にかけて得た常用収入があることから、当該常用収入をもとに算定した収入額を充当し、平成27年11月分から平成28年

2月分の保護費の決定が変更されるべきであった。

カ しかし、当時の担当は、審査請求人らから収入申告書及び給与明細書の写しの提出を受けていたにもかかわらず、当該収入の認定を行い、保護費の支給額にこれを反映するための事務処理を怠り、保護変更処分を行わなかった。

キ その後、現在の担当が平成28年7月に上記カの事実を把握したが、遡及変更できる期限が過ぎてしまっていたため、本件処分により返還を求めたものである。

ク 処分庁は2度にわたり審査請求人らの自宅を訪問し、事情説明と謝罪を行い、その場では、審査請求人らの了承を得ている。加えて、返還の方法についても一括納付ではなく、分割納付を勧めるなど可能な範囲で審査請求人らの生活に支障が生じないよう最大限の配慮をしたつもりであり、処分庁としては誠意をもって対応している。

ケ また、法第63条に基づく返還額については、課長事務連絡の間13-5（法第63条に基づく返還額の決定）において、原則として、被保護者が受領する当該資力を限度として、支給した保護費の全額を返還額とすべきであるが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は一定の範囲内で本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。

コ しかし、本件処分の場合、収入認定の事務処理を怠った結果、保護費に過支給が生じ、遡及変更可能期間を超えてしまったというものである。このような場合、保有を否認されていた不動産等の資産を売却した場合等とは異なり、控除できる額を認定することは困難であると解され、過支給額の全額について返還を求めたものである。

サ 以上のとおり、本件処分は法令の規定に従い、適正に行われたものであり、違法、不当な点はない。

### 第3 理由

#### 1 争点に対する判断

- (1) 生活保護法により保護を受ける被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない（法第61条）。
- (2) 法第10条は、保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとするとしており（前提事実(2)エ）、世帯の収入に変動があつた場合は、被保護者である審査請求人らはすみやかに処分庁にその旨の届け出を行わなければならない。そして、次官通知の第8（収入の認定）-2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は月額によることとされ、また、課長通知の間第8の55（収入申告の時期等）によれば、収入に関する申告は原則として毎月行わせることとされている（前提事実(2)カの(7)）。
- (3) 審査請求人は、平成27年10月13日から平成28年1月27日まで [redacted] において就労し、常用収入を得たことから、審査請求人らは、その間、毎月、処分庁の当時の担当に対して収入申告書及び給与明細書を提出していた（前提事実(3)ウ）。
- (4) しかし、これを受けた当時の担当は、審査請求人に収入があつたことを保護費の支給額に反映するための収入認定の事務処理を怠っていた（前提事実(3)エ）。当時の担当は、平成28年4月に人事異動となったが、事務を引き継いだ現在の担当は同年7月になって、この事実を把握するに至った（前提事実(3)オ）。処分庁は、審査請求人の常用収入について、直ちに収入認定の事務処理を行ったが、その結果、保護費の支給額に過支給が発生し、過支給額は、 [redacted] 円であり、本件処分により返還を求めたものである（甲1、乙2）。
- (5) 処分庁は、本件処分により返還対象となった金額が審査請求人らに対して過支給となっていることは明白であり、当時の担当が収入認定の事務処理を怠ったことについては、2度にわたり審査請求人らの自宅を訪れ、事情説明と謝罪を行い、加えて返還の方法についても一括納付ではなく、分割納付を勧めるなど可能な範囲で審査請求人らの生活に支障が生じないよう最大限の配慮をしており、誠意をもって対応していると主張する（前提事実(3)ク）。
- (6) 法第63条の返還については、課長事務連絡の間13-5（法第63条

に基づく返還額の決定)があり、「本来資力があるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給された保護金品との調整を図ろうとするもので、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、自立更生のためにやむを得ない用途にあてられた額や今後の生活設計等から判断して自立更生のために真に必要と認められる額など一定の範囲内のものを本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とされている(前提事実(2)ケ(イ))。

このことから、法第63条の返還においては、被保護者に対して、一律に過支給となった保護金品の全額を返還することを義務付けたものではなく、処分庁には、審査請求人らの自立更生の観点から、返還金額の決定について一定の裁量権が与えられているものと考えられる。

- (7) このような観点から、本件処分時における処分庁の対応をみると、処分庁は、当時の担当の事務処理の懈怠により法第63条による返還金が発生することが発覚した後、審査請求人らの自宅を訪問し、事情説明と謝罪を行い、また、返還の方法について一括納付ではなく、分割納付による方法を提案するなどしている。

しかし、審査請求人らの資産や収入の状況、今後の生活の見通し、過支給となった保護費の費消の状況などについて、改めて具体的に調査、検討した事実は見当たらず、要返還額の全額を返還させることが審査請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがないか十分な検討を重ねた上で本件処分を行ったものと認めることはできない。

確かに、本件のように本来支給されるべきではなかった保護費の過支給分については、保有を認められていなかった資産の売却収入など、その資産が活用できていれば保護を受給せずに済んだ可能性があった場合とは異なり、返還金額の決定に当たり考慮できる自立更生費の幅は狭いものと考えられる。

しかし、前記のとおり、返還金額の決定において処分庁に一定の裁量権

が与えられている以上、処分当時の審査請求人らの資産や収入の状況、今後の生活の見通しなどについての調査や、要返還額の全額を返還対象とすることが審査請求人世帯の自立更生を著しく阻害するおそれがないかについての十分な検討を欠いて行われた本件処分は、処分庁に付与された裁量権の行使について妥当なものであったとは認められず、不当と言わざるを得ない。

#### 第4 結論

以上のおおりに、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のおおりに裁決する。

平成30年2月1日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清

